

技術事項等評価項目申請にあたっての留意事項

1 申請書の記入要領

- (1)太枠の中のみ記入してください（県記入欄には記入しないでください。）。
- (2)申請をする項目については、該当項目の欄に「1」を記入してください。
- (3)許可番号は、大臣・知事のいずれか(A又はB)を で囲み、番号は正確に記入してください。
- (4)印鑑は、許可上登録されている代表者印を押印してください。

2 添付書類について

(1) ISO取得状況

ISO9000シリーズ又は14000シリーズそれぞれについて、平成20年9月30日現在で取得している認証の写しを添付してください。

（財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査機関から発行された認証が対象となります。

(2) VE（民間技術）提案

平成19年1月から平成20年12月までの間において採択された契約後VE提案について、「契約後VE提案採択通知書（写）」又は「契約後VE縮減証明書（写）」を添付してください。

(3)障がい者の雇用状況

「常用雇用労働者数」及び「うち障がい者数」について、平成20年6月1日現在の人数を記入してください。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率の適用のある事業所については、「障害者雇用状況報告書（写）」（公共職業安定所の受付印のあるもの）を添付してください。

(4)男女共同参画の状況

常用雇用労働者数について、平成20年9月30日現在の人数を記入し、就業規則（写）を添付してください。

育児休業制度及び介護休業制度のいずれも整備していることが条件です。

常用雇用労働者数10人以上の事業所については、労働基準監督署の受付印のある就業規則。就業規則すべての写しを添付する必要はありません。商号又は名称、就業規則の制定年月日、労働基準監督署の受付印、育児休業制度及び介護休業制度が確認できる部分の写しで可。

(5)ボランティア活動の状況

平成19年1月から平成19年12月及び平成20年1月から平成20年12月までの間に、企業として自主的に実施又は参加したボランティア活動（職員が個人的に参加したもの、自主的でないものは除く。）にかかる「ボランティア活動状況報告書」（別記様式4）を添付してください。

各年ともに1件以上の実績がなければ評価の対象とはなりません。

詳しくは、「ボランティア活動状況報告書の記入にあたっての注意事項」を参照してください。

(6)エコアクション21の取得状況

エコアクション21について、平成20年9月30日現在で取得している(財)地球環境戦略研究機関の発行する認証・登録証の写しを添付してください。

(7)新分野進出の状況

平成19年1月から平成20年12月の期間において、建設業以外の分野に進出した事業に係る「新分野進出に係る事業計画書」(別記様式5)

商業登記簿謄本の写し(目的欄に当該事業が明記してあるもの)

登記がない場合には、定款、総会等議事録の写し(事業内容の分かるもの)

個人事業主は除く

5百万円以上の支出を証明する書類(決算書類、契約書、借入証明書等の写し)

新会社設立の場合(共同出資の場合も含む。)は、出資金額の分かる書類(定款、議事録の写し)及び新会社の支出を証明する書類

詳しくは、「新分野進出に係る事業計画書の記入にあたっての注意事項」を参照してください。

(8)防災協定の締結状況

平成20年9月30日現在において、(社)熊本県建設業協会、(社)熊本県法面保護協会、(社)熊本県造園建設業協会のいずれかの団体に加入していることが条件です。

当該団体の会員であることや防災活動に一定の役割を担っていることが確認できる書類(団体の発行する証明書)を添付してください。

(9)継続学習制度(CPDS)の単位取得状況

平成15年10月から平成20年9月までに取得したCPDSの学習単位の取得状況(企業全体のもの)にかかる社団法人全国土木施工管理技士会連合会が証する書面の写しを添付してください。

土木一式工事、舗装工事のいずれかの競争入札に参加しようとする場合のみ提出してください。(建築一式工事、電気工事、管工事については対象となりません。)

社団法人全国土木施工管理技士会連合会が証する書面については、熊本県土木施工管理技士会(TEL:096-366-5111)で発行することになります。

(10)新技術開発等への取得状況

平成16年1月から平成20年12月までの間において、次のいずれかが行われた場合に確認できる書類を添付してください。

複数ある場合は、それぞれの案件について提出してください。

特許権の設定登録が行われた場合は、特許庁が発行する特許証書

NETIS(新技術情報提供システム)への登録が行われた場合は、NETIS登録番号がわかる書類

熊本県土木部「新技術・新工法活用システム」への登録が行われた場合は、熊本県からの「新技術・新工法活用システム」における審査結果通知文

(11)大臣、知事表彰状況

平成19年1月から平成20年12月までに受けた大臣・知事表彰の件数を記入し、大臣又は知事の表彰状等の写しを添付してください。

法人においては、法人自体が表彰を受けたもの、個人においては個人事業主が表彰を受けたものに限ります。(法人における代表者個人や従業員が表彰を受けたもの等については対象となりません。)

(12)舗装用機械の保有状況と施工体制

舗装用機械の保有状況及び施工体制について、平成20年9月30日現在の内容を次の各様式に記入し、すべての様式を添付してください。

別記様式6「舗装用機械調書」

別記様式7「舗装用機械写真台帳」

別記様式8「舗装工事施工体制調書」

別記様式9「舗装技術者実務経験調書」

詳しくは、各様式の記載要領を参照してください。

舗装工事の競争入札に参加しようとする場合のみ提出してください。(土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事については対象となりません。)

(13)舗装施工管理技術者の人数

平成20年9月30日現在の人数を記入してください。

別記様式8「舗装工事施工体制調書」を添付してください。記載にあたっては、別記様式8の記載要領を参照してください。なお、(12)において添付されている場合は省略可能です。

平成20年度に受審した経営事項審査の「技術職員名簿」(平成20年度中の審査済印があるものの写し)を添付してください。

次に該当する者については、舗装施工管理技術者証及び常勤性確認書類(項目(14)参照)を添付してください。

- ・ 経営事項審査の審査基準日以降に入社した者で、舗装施工管理技術者の資格を有する者
- ・ 舗装施工管理技術者の資格を、平成20年度の経営事項審査の審査基準日以降に取得した者

舗装工事の競争入札に参加しようとする場合のみ提出してください。(土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事については対象となりません。)

(14)技術者の変更状況

平成20年9月30日現在の技術者数を把握しますので、経営事項審査の審査基準日以降に技術者の変更があった場合、平成20年度に受審した経営事項審査の「技術職員名簿」(平成20年度中の審査済印があるものの写し)を朱書き訂正して提出してください。

平成20年9月30日現在の技術者の状況にあわせて朱書き訂正。

朱書き訂正について(「技術職員名簿：朱書き訂正の記入例」参照)

- ・ 経営事項審査の審査基準日以降に退社した技術者は、朱線で消去する。

- ・ 経営事項審査の審査基準日以降に入社した技術者は、氏名、生年月日、業種コード、有資格区分コード、講習受講、監理技術者資格者証交付番号の欄に朱書きで記入し、免許
- ・ 資格等の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了証の写し、登録基幹技能講習修了証の写しを添付してください。
- ・ 競争入札に参加しようとする業種に係る資格を新たに取得した技術者（２級 １級、監理技術者講習を終了した者を含む）は、有資格区分コード、講習受講、監理技術者講習修了証等を朱書きで訂正し、免許・資格等の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了証の写し、登録基幹技能講習修了証の写し等を添付してください。

常勤性確認書類・・・・・・・・新たに入社した技術者については、常勤性の確認が必要になりますので、次に掲げるいずれかの書類を添付してください。

- ・ 健康保険被保険者証（事業所名及び資格取得年月日の記載があるもの）の写し
- ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・ 出勤簿、賃金台帳、源泉徴収簿のいずれかの写し
- ・ 出向社員の場合は出向が証明できるものの写し

(15)企業合併の状況

平成１７年４月１日以降に企業合併等を行い、熊本県の合併特例措置の適用を受けている場合、合併等による特例措置適用（継続）申請書（別記様式１０）を提出してください。

3 その他

申請内容に虚偽が発覚した場合は、監督処分や指名停止措置等の処分の対象となりますので、申請内容については、事前に十分確認のうえ記載されますようお願いいたします。